

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ  
在イスラエル日本国大使館  
2020年3月25日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 3/25

- 3月25日、イスラエル保健省より追加の感染防止措置が発表されましたので、邦人の皆様の生活に大きく影響する主な内容を以下のとおりお知らせします。
- 外出制限を始めとする禁止事項に違反した場合には刑法に違反することとされ、罰金が課され得るとされています。
- 発表された内容の中には、許可される通勤等について措置内容が具体的にどのようなものか判然としない部分もあるため、詳細については、以下の保健省リンクをご確認の上、追加情報の発表にご留意ください。
- 今後も更なる追加措置がとられる可能性が考えられます。既に実施されている措置の詳細確認とともに、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

(新たな措置の主な内容：イスラエル保健省発表)

- 1 新たな措置は3月25日17時から7日間有効
- 2 居住地からの外出は以下の条件を除き禁止
  - ・ 規則により許可された職場への通勤
  - ・ 食料品、医薬品、その他必要な物品の購入、又は不可欠なサービスの享受
  - ・ 医療サービスの享受
  - ・ 単独又は居所を共にする者との短時間かつ居所から100m以内の範囲での外出
  - ・ 親が必要不可欠な外出をせざるを得ず、同子女を居所に残すことができない際の子どもの送迎
- 3 公共交通サービスの制限
  - ・ 公共交通サービスは、現状から25%に削減
  - ・ タクシーの乗車は、(乗客)一人までとし、医療上必要な場合のみ同乗者を認め、かつ乗客は後部座席に座り窓を開けた状態とする
- 4 その他制限
  - ・ 公共スペース及び職場において、少なくとも2メートルの間隔を人と人の間で維持する
  - ・ 自家用車での不可欠な外出は、最大2名まで。職場への送迎サービスも制限を順守する下で許可される

5 禁止事項の違反は刑法犯となり、違反者に罰金を課すことも可能であり、関連規定の執行のため警察官に権限が付与された

【参考情報】

(イスラエル保健省)

英語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

(イスラエル当局発表)

[https://www.gov.il/he/departments/news/spoke\\_emergency250320](https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_emergency250320)

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_jouhou.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html)

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館HP: [https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>